

武蔵川水系河川整備基本方針

平成 14 年 2 月

大 分 県

武蔵川河川整備基本方針

目 次

第1章. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	2
第2章. 河川整備の基本となるべき事項	4
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調整施設への配分に関する事項	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能 を維持するために必要な流量に関する事項	5
武蔵川水系参考図	6

第1章．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域の概要

武蔵川は、その源を大分県国東半島のほぼ中央部に位置する両子山（標高720m）の山麓に発し、上流域では深い谷と急峻な地形の間を縫って流れ、海岸に向けて放射状に広がる丘陵性の山地の間を通り、途中で挟間川、吉広川、志和利川等の支川を合わせて伊予灘に注ぐ、流域面積 30.6km²、幹川流路延長 12.0km の二級河川である。

その流域は、武蔵町に属し、この地区の社会・経済・文化の中心となっている。

武蔵町の人口は 5,982 人(平成 12 年)で、昭和 50 年以降ほぼ横ばい状態である。また、産業は、概ね 1 次、2 次、3 次産業の就業人口の割合に大差はなく、農業は、稲作を中心としている。

流域の気候は、概ね温暖で、降水量の少ない瀬戸内型気候区に属し、近傍観測所(国見)の年平均降水量は約 1,560 mm で、九州地方の平均的な年間降水量約 2,000 mm を下回っている。また、年平均気温は約 16℃ である。

流域の地質は、第三紀後期～第四紀の安山岩及び集塊岩の火山性岩石がほとんどを占め、河川沿いや海岸の低地には沖積層が分布している。

国東半島は、平安・室町時代は、「六郷満山文化」として仏教文化が発達した地域である。その中でも武蔵川流域は、かつての栄華の名残として、神社仏閣や石塔などの遺跡が多数残っている地域であり、照恩寺宝塔、吉弘楽、宝恩寺、椿八満社などは国・県・町の文化財の指定を受けている。

武蔵川の上流部は、うっそうと生い茂った樹林の中を流下し、水がきれいなカワムツ、タカハヤ等が生息している。中流部では田園地帯が広がり沿川には点々と杉林がある。また、河道内には、ヨシ等が繁茂し、一部に瀬や淵が残っており、ウグイ、オイカワ、ヨシノボリ等の魚類が生息している。また、吉広川との合流点附近には、町民のボランティアの手でホタルの養殖施設（ホタルの館）が完備され、育成された幼虫は毎年 11 月に武蔵川に放流している。武蔵町では町おこしの一環として「ホタルの里づくり事業」を進めており、毎年 6 月には「ホタルまつり」が開かれている。特に西暦 2000 年には、大分県ホタルサミットの会場として盛り上がりを見せた。また、近くには河川公園があり、魚釣りや休息地等の憩いの場となっている。下流部の感潮区間では、カニやゴカイ等の浅瀬や干潟の生物、カモやカモメ等の鳥類が見られる。

なお、水質については、環境基準は設定されていないが、過去 10 年間の BOD75%値は、涼月橋地点で約 1.4mg/l であり良好な水質である。

武蔵川は、昭和 36 年 10 月に未曾有の大水害に見舞われ、下流域の人家密集地を中心に壊滅的な被害を受けた。その後、災害関連事業を中心として鋭意、河川改修が行われてきたが、観測史上最大の洪水となった平成 10 年 10 月(台風 10 号)出水において、本川の流下能力不足による溢水と内水被害により、浸水面積約 220ha、浸水家屋 167 戸(床上 18 戸，床下 149 戸)の浸水被害が発生した。その前年の平成 9 年にも同等規模の洪水が発生し、2 年連続して浸水被害に見舞われている。

このような状況から、今だ十分な整備状況にまで達しておらず、地元住民より河川改修へ向けての早期着工が望まれている。

武蔵川は、瀬戸内海型気候区に属し降水量も比較的少ない。また、流域面積が狭いため保水能力が乏しく、過去には干ばつにみまわれることもあった。このため、流域内には稲作に必要なかんがい用水として溜池が目立つ。また、河道内には取水用の堰が数多く設置されている。水利用の状況は、ほとんどが農業用水で、その灌漑面積は約 400ha である。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、治水（生命、財産を洪水から守る）、利水（安定した水利用）、環境（うるおいと安らぎのある水辺環境を整備する）の 3 つのバランスを保った河川整備に努めるものとする。また、洪水及び内水対策は、武蔵町総合計画等、地域の発展に係る計画との調整を図り、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図るものとする。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、武蔵川流域の社会的、経済的な重要度と大分県内における他の河川との計画規模の整合、既往最大洪水である平成 10 年の台風 10 号による豪雨を踏まえ、50 年に 1 回程度発生する規模の洪水から防御することに努めるとともに、台風等による高潮被害や、近年多発している内水被害の軽減に努める。また、本支川及び上下流間のバランスを考慮し、水系として一貫した河川整備を行う。

さらに、計画規模以上の洪水が発生した場合、被害を最小限に抑えるため、関係機関とも連携して水防体制の維持、強化等を図り、平常時からハザードマップ等の災害関連情報の提供、洪水時における情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、水防警報、洪水予報の強化を行う。また、災害に強い地域をつくるため土地利用計画との調整、住まい方の工夫、越水しても被害を最小限に抑える対策等を、関係機関や地域住民と連携して推進する。

河川水の利用に関しては、現状の農業用水等の利用状況を踏まえ、流水の正常な機能を維持するため、必要な流量を確保するよう努めるものとする。また、渇水時等における情報提供、情報伝達等の体制を整備し、渇水が発生した場合における影響の軽減に努めるものとする。

河川環境の整備と保全に関しては、生物の生息・生育環境に配慮するとともに、地域住民が川と親しむことのできる水辺空間の形成および、河川敷の利用に配慮した整備と保全を行うものとする。上流域では変化に富んだ溪谷の豊かな自然環境の保全に努める。中流域では武蔵川沿川に点在する文化財との調和を図り、文化、歴史に配慮した河川整備を行う。また、毎年6月に開催されている「ホタルまつり」等のイベントの開催会場としての利用、コイ、フナ等の魚類、水辺植物の豊かな河川環境を目指した河川整備を行う。町の中心部に位置する下流域では、地域の憩いの場や子供たちが動植物を観察できる場の確保等に関する地域住民のニーズを踏まえ、人が気軽に川とふれあえる親水空間づくりをすすめる。また、関係機関をはじめ、流域全体で一体となって河川環境の整備に取り組んでいくことにより、健全な水循環系の構築や良好な水質、水量、多様な動植物の生息・生育等、自然豊かな河川環境の保全に努める。

河川の維持管理に関しては、河川本来の機能を存続させ、その効用を十分に発揮させる為に、河川の維持管理を適切に行うものとする。

このため、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から総合的に必要な措置を講ずるものとする。特に、武蔵川では堰等の河川管理施設の老朽化が見られることから、施設の機能改善を計画的に実施していくものとする。

また、武蔵川の豊かな自然環境を整備・保全し、将来へと良好な形を引き継いでゆくためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。河川に関する情報を流域住民に幅広く提供すること等により、河川と流域住民との連携化、河川愛護の定着と啓発、住民参加による河川整備を推進する。

第2章. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

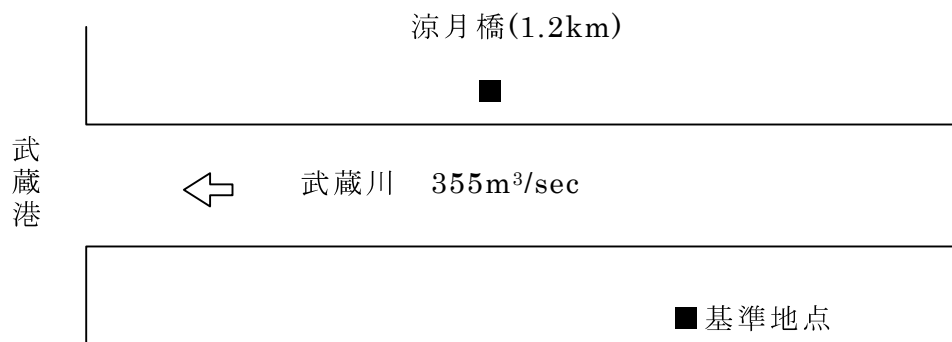
基本高水のピーク流量は、武蔵川流域の社会的・経済的な重要度と、大分県内における他の河川との計画規模の整合、既往最大である平成10年の台風10号による洪水を踏まえ、50年に1回程度発生する規模の洪水に対処するために、基準地点の涼月橋^{りょうげつ}において355 m³/secとする。

基本高水のピーク流量等の一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節量	河道への配分流量
武蔵川	涼月橋 ^{りょうげつ}	355 m ³ /sec	—	355 m ³ /sec

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

武蔵川における計画高水流量は、基準地点の涼月橋において355 m³/secとする。



武蔵川計画高水流量図

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離(km)	計画高水位(T.P.m)	川幅(m)	摘要
武蔵川	涼月橋	1.2	+6.40	56	

T. P. 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、今後さらに流況などの河川状況を把握し、流水の占用、動植物の生息地または生育地の状況、流水の清潔の保持などの観点から調査検討を行っていくものとする。

